**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

**301**

本籍○○県○○市○○○○○○○○○○○○、

最後の住所○○県○○市○○○○○○○○○

　　　　　　　　被相続人　亡　○○　○○

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和○○○年○○月○○日　**（※①）**

○○県○○市○○○○○○○○○○

　　　　　　相続財産清算人　○○　○○

**（※①）**掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載日を指定して申し込むこともできます。(令和五年４月１日以降の場合「選任の公告があった後ニ箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかったとき」という規定がなくなるため、裁判所による「相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告」の公告後であれば「相続債権者受遺者への請求申出の催告」を公告できるようになりました。)

関連条文

改正後民法第九三六条・第九五七条